

# 摂津市在日外国人教育基本方針

## ―主として在日する韓国・朝鮮人児童生徒の教育―

平成2年（1990年）3月30日策定

平成5年（1993年）5月12日改訂

（はじめに）

人権に関する世界人権宣言は、何人も教育を受ける権利を有するとし、同宣言を受けた児童の権利宣言では、いかなる例外もなく、何らの差別を受けることなく教育を受ける権利を与えられなければならないことを宣言し、その権利の実現を期するよう呼びかけている。

わが国が1979年（昭和54年）に批准した国際人権規約においては、人間の尊厳と平等のもとに、教育についてすべての者の権利を認め、教育が諸国民及び諸民族間の理解と友好を促進する役割を果たすものであることを、強調している。

このように、人権の尊重は人類共通の理念であり、さらにその上にたって教育を受ける権利もまた、人類の普遍的な権利となっている。

本市においても、従来より、日本国憲法、教育基本法に基づき、すべての人間の基本的人権を尊重し、あらゆる差別をなくす教育の推進に努め、平和で民主的な国家及び社会を愛する、心身ともに健康な国民の育成をめざして、努力してきたところである。

しかしながら、永い歴史の中で生み出された様々な民族に対する偏見や蔑視が日本人児童・生徒の在日韓国・朝鮮人に対する意識形成や行動形式に影響を与えるとともに、多くの在日韓国・朝鮮人が歴史的経緯や社会的背景のもとで生み出されてきた民族差別や偏見による重圧を受けて、自らの誇りや自覚を身につけることが、困難な状況を生み出す結果となっていることに、気づかなければならない。

本市教育委員会としては、これらの問題の解決を図るために、誤った歴史観や民族観を是正し、他国の生活・習慣や文化を互いに認め、共生する国際人として自らの国家や民族に対し自覚と誇りを持てるように、教育と啓発に重点をおかなければならない。

幸いにも、本市においては1982年（昭和57年）策定された教育指針に基づき以来、在日韓国・朝鮮人児童・生徒の問題を学校教育の重点課題とした実践があり、在日外国人教育の必要性は、しだいに全市の教職員の自覚的な課題になってきている。

以上の認識にたち、本市教育委員会は、摂津市に在住する外国人と日本人児童・生徒に正しい人権意識に基づく国際理解の態度と資質の充実をめざして、ここに基本方針を定めるものである。

（基本方針）

本市に在住する外国人の児童・生徒は、2002年（平成14年）現在81人でその内、韓国・朝鮮籍の児童・生徒は65%を越え、一部は、韓国・朝鮮人が民族の教育を願って設立する民族学校に通学するものの、大部分は、本市内小中学校に在籍してわが国の公教育を受けている事実を正しく受け止め、取り組みをすすめる必要がある。

1、在日外国人教育は人類普遍の原理である人権尊重の精神に徹し、外国人に対する民族的偏見や差別をなくす教育である。

したがって、国籍・人種・民族の如何を問わず、お互いの基本的人権を尊重した教育が徹底するように努めなければならない。特に、在日韓国・朝鮮人児童・生徒が在籍している歴史的経緯や社会的背景及び、朝鮮半島の文化や歴史、日本とのかかわり等正しく認識することにより、民族的偏見や差別的意識をなくすことに努める。

2、在日外国人教育は、それぞれの国の文化・歴史等を正しく認識し、相互の立場を理解し、真に国際理解を深める教育である。したがって、それぞれの国家・民族相互の理解のもとに、真に国際平和に寄与し、民主的な国際感覚と連帯感を養うように努めなければならない。特に、在日韓国・朝鮮人が最も身近な外国人、他民族であることを重視し、相互に理解し尊重しあえる関係の実現に努める。

3、在日外国人教育は、自国のことについて正しく認識し、それぞれの国家・民族に対する自覚と誇りを高める教育である。したがって、日本人、外国人それぞれの児童・生徒に対し民族的自覚や誇りを高め、諸民族に対し、相互に理解を深め、共生する資質を身につけさせる教育を推進しなければならない。特に、在日韓国・朝鮮人児童・生徒については教育の営みを通して、本名を呼び、名を呼ぶことのできる関係の醸成に努める。

4、在日外国人教育は、日本社会における民族的偏見の差別に負けず、主体的に進路を選択し、将来に対し展望

を持つ教育である。したがって、幼稚園・小学校・中学校の一貫教育を通して学力保障に努め、進路指導の充実に努めなければならない。特に、在日韓国・朝鮮人児童・生徒に対し、後期中等教育、高等教育への進学機会と就労への道が開かれるよう、関係機関との連絡・調整を図りながら、その指導に努める。

5、在日外国人教育、特に、在日韓国・朝鮮人教育を充実させ効果的に推進するために、

- (1) 在日韓国・朝鮮人児童・生徒の歴史的・社会的背景に基づき、生活や意識の実態を正しく把握して各学校の教育計画の改善を図り、指導の充実に努める。
- (2) 教職員がその重要性を深く理解し、自ら研鑽に努め、指導力の向上を図る必要がある。そのため、研修の機会の拡充と指導体制の整備・充実に努める。
- (3) 広く保護者・市民の理解と協力のもとに推進する必要がある。そのために、地域社会において、あらゆる機会をとらえて啓発活動を行うとともに在日韓国・朝鮮人の学習機会を保障するように努める。

(具体的施策)

国際理解を深める教育と人権尊重の教育を進めるために、在日外国人教育を学校教育はもとより広く社会教育全般にわたって推進しなければならない。

そのために、本基本方針に基づき、教職員研修をいっそう充実し、幼稚園・小学校・中学校の教育を推進するとともに、その効果をあげるために、更に、広く市民・保護者への啓発を進めるなど、総合的にしてかつ将来展望にたった施策を講ずるものである。

#### 1、学校園教育

- (1) 在日外国人教育を推進するための具体的目標の設定と推進体制の確立に努める。
- (2) 特に、在日韓国・朝鮮人教育推進にかかわる実践課題の明確化と指導計画の改善及び指導法の充実に努める。
- (3) 日本人児童・生徒に対し、民族的偏見や差別をなくし人権を尊重する実践的態度を身につけさせるよう努める。
- (4) 在日韓国・朝鮮人児童・生徒に対し、民族的自覚と誇りを高め、将来に展望を持つように努める。
  - ・ 課外活動
  - ・ 夏期学校
  - ・ 韓国・朝鮮の文化にふれる集い
- (5) 諸外国や諸民族を正しく理解し、指導の方法を確立するために、教職員研修の充実と研究活動の推進を図る。
  - ・ 管理職研修
  - ・ 教職員研修
  - ・ 新転任者研修
  - ・ 校園内研修
  - ・ 各研究団体との連携・指導・助言
  - ・ 資料の収集及び研究図書、教材の配布

#### 2、進路保障

- (1) 就園・就学の実態把握を通してその保障と充実・援助に努める。
- (2) いかなる社会においても生きがいをもって生活できる学力の保障と進路指導の充実に努める。
- (3) 後期中等教育ならびに就労の保障のため関係機関に働きかける。

#### 3、社会教育

- (1) 保護者・市民への啓発に努める。
  - ・ 講演会・映画会・広報活動
  - ・ 社会教育施設を利用した学習・啓発
- (2) 在日外国人への学習の機会を拡充する。
- (3) 摂津市人権教育啓発推進協議会との連携を図る。

#### 4、「摂津市在日外国人教育推進協議会」と連携し、以上の取り組みを進める。